

平成31年2月定例会

# 請願・陳情文書表

(インターネット公開版)

鳥取県議会



## 目 次

### 請 願 の 部

請願一覧表 .....	1
総務教育常任委員会 .....	3

### 陳 情 の 部

陳情一覧表 .....	5
福祉生活病院常任委員会 .....	1 1
農林水産商工常任委員会 .....	1 5
地域振興県土警察常任委員会 .....	1 7



## 請願一覧表

### 総務教育常任委員会・請願

受理番号及び 受理年月日	所管	件名	提出者	備考
総 31年 - 6 ( 31.02.08 )	教 育	教職員の長時間過密労働の解消を求める意見書の提出について	鳥取県ゆきとどいた教育をすすめる会 会長 市谷尚三	3頁

請願一覧表



## 総務教育常任委員会・請願

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
31年－6 (31.2.8)	教 育	<p><b>教職員の長時間過密労働の解消を求める意見書の提出について</b></p> <p><b>▶請願理由</b></p> <p>文部科学省が2016年に全国の小・中学校を対象に実施した教員勤務実態調査の結果、前回調査（2006年）よりいつも時間外勤務が増大し、教職員の働き方がますます深刻な事態となっていることが明らかになった。</p> <p>教職員の長時間過密労働は、子どもと向き合う時間を削り、肉体的にも精神的にも教職員を追い詰め、子どもたちの教育に専念することを困難にしている。「教材研究ができなく、子どもたちに申し訳ない」、「明日の授業準備さえままならない」などの悲痛な声が学校にあふれている。今や長時間過密労働は教職員の労働問題や健康問題にとどまらず、「教育の質」を確保し向上させる課題にも影響を及ぼしているのである。</p> <p>このような状況の中で、本年1月25日に開催された中央教育審議会総会は「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」と題する答申（以下「中教審答申」という。）をまとめ、文部科学大臣に提出した。</p> <p>文部科学省が「看過できない」とした教職員の長時間過密労働の解消のためには、教職員定数の抜本的な改善が不可欠である。また、中教審答申で示された「一年単位の変形労働時間制」の導入では、長時間過密労働が解消されるどころか、かえって増大することが懸念される。さらに児童・生徒の授業時間等の増加にもつながりかねない。</p> <p>すべての子どもたちや教職員がゆとりをもって学校生活や教育活動を進めることができるよう願うものである。</p>	<p>鳥取県ゆきとどいた教育をすすめる会 会長 市谷尚三</p> <p>(紹介議員) 市谷知子 錦織陽子</p>	

**総務教育常任委員会・請願**

		<p><b>▶請願事項</b></p> <p>鳥取県議会において、次に掲げる項目を国に対し求める意見書を採択すること。</p> <p>1 教職員の長時間過密労働の解消を行うため、国の責任で教職員定数の抜本的な改善を行うこと。</p> <p>2 一年単位の変形労働時間制を学校現場に持ち込まないこと。</p>	
--	--	---	--

## 陳 情 一 覧 表

### 福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
福 30年 - 31 ( 30. 11. 29 )	福祉保健	学童保育指導員の資格と配置基準の堅持を求める意見書の提出について	鳥取県学童保育連絡協議会 会長 杉本 正	11 頁
福 31年 - 4 ( 31. 2. 8 )	福祉保健	いじめ・DV・虐待等の実態の把握に係る相談チャネルの強化充実について	倉吉市 足羽佑太	12 頁
福 31年 - 5 ( 31. 2. 8 )	生活環境	消費生活センターにおけるSNS等を活用した相談方法の充実・強化について	倉吉市 足羽佑太	14 頁

陳情一覧表



## 陳 情 一 覧 表

**農林水産商工常任委員会・陳情**

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
農 31年 - 1 ( 31. 2. 8 )	農林水産	種子法廃止による種子条例の制定について	鳥取市 岸 田 ま ど か	15 頁

**陳情一覧表**



## 陳 情 一 覧 表

### 地域振興国土警察常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
地 31年－2 (31.2.8)	危機管理	原子力発電所の再稼働及び新規稼働の際、UPZ範囲内にあるすべての道府県及び市町村の事前了解を要件とするよう強く求める意見書の提出について	えねみら・とつとり (エネルギーの未来を考える会) 共同代表 山中幸子	17頁
地 31年－3 (31.2.8)	地域振興	毎月勤労統計をはじめとした基幹統計の正確性の確保と、雇用保険などの付与漏れについて迅速な追加支給を求める意見書の提出について	倉吉市 足羽佑太	18頁

陳情一覧表



## 福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
30年-31 (30.11.29)	福祉保健	<p><b>学童保育指導員の資格と配置基準の堅持を求める意見書 の提出について</b></p> <p><b>▶陳情理由</b></p> <p>2015年度より子ども・子育て支援新制度が施行されている。学童保育には、放課後児童支援員という資格を持つ者の配置が児童福祉法で「従うべき基準」として定められ、その内容が厚生労働省令で示された。学童保育指導員の処遇改善のための予算措置も行われている。</p> <p>一方、地方分権改革の提案募集において、全国的に学童保育指導員、特に資格者的人材不足が深刻化し、運営に支障が生じているとして、従うべき基準の規制緩和を求める提案が地方から国に提出されている。仮に、従うべき基準が緩和され、現在よりも低い配置基準になってしまふと、子どもの命と安全を守ることができなくなる。また、遊びや活動を制限せざるを得ない等、学童保育で子どもの生活が保障されなくなる。</p> <p>子どもたちに生活の場を保障するために今必要なことは、学童保育指導員の質の確保と処遇改善である。国は、これまで平日6時間勤務の非常勤職員の賃金で算出されていた職員3人分（1人当たり年額180万円）の人物費のうち、1人分を福祉職俸給表に基づいて、月額単価（年額310万円）で算出することにした。また、常勤職員を複数配置することも可能にするべく、放課後児童支援員等処遇改善事業を予算化している。これらの予算を全ての自治体で活用し、学童保育指導員の質の確保と処遇改善をしていく対策を講じることが不可欠である。</p> <p>ついては、貴議会より国に対して、学童保育指導員の資格と配置基準の堅持を求める意見書を提出していただき</p>	鳥取県学童保育連絡協議会 会長 杉本 正	

**福祉生活病院常任委員会・陳情**

		<p>たい。</p> <p><b>▶陳情事項</b></p> <p>鳥取県議会から国に対して、学童保育指導員の資格と配置基準の堅持を求める意見書を提出すること。</p>		
31年－4 (31.2.8)	福祉保健	<p><b>いじめ・D V・虐待等の実態の把握に係る相談チャネルの強化充実について</b></p> <p><b>▶陳情理由</b></p> <p>昨今、いじめ・D V・虐待等に係る事件が多数報道され、最近ではこれを原因として子どもが亡くなる悲しい事件も報道されている。</p> <p>例えば、いじめに関しては、鳥取県いじめ問題対策連絡協議会では、いじめの積極的な認知を鳥取県の課題と捉え、いじめを早期発見し、抱え込みのない学校組織体制づくり、把握のための手段として無記名アンケートが実施してきた。</p> <p>いじめがどの程度起きているのかを定期的に正確に把握し、その実態を捉えることは、いじめ被害やそれにより起る悲惨な事件を防止する意味でも、極めて重要なと思われる。</p> <p>他方、アンケートは、定期的に行うものであることから、その間に起こっている被害の把握ないし対処がしにくいという課題もある。</p> <p>鳥取県においては、こどもいじめ人権相談として、電話や電子メールで相談を受けている。来所相談は月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までだが、電話対応は24時間とのことで、弱い立場の子どもたちを守る意味でも、受付を24時間にしているのは素晴らしいことだと思う。</p> <p>一方、電話だと、見ず知らずの相談員に対して、なかなか恥ずかしくて話しつらい子もいるかもしれない。電子</p>	足 羽 佑 太 (倉吉市)	

**福祉生活病院常任委員会・陳情**

## 福祉生活病院常任委員会・陳情

	<p>メールについては、「相談を受けてからお答えするまで多少日数を要する場合があります」とのこと、今悩んでいる子に対し迅速な対応をするという観点からは課題もあると思われるし、長文を打つタイプの相談を子どもがどこまで活用できるのかという疑問もある。</p> <p>これまで、メール相談は、実数としてどれだけ活用されたのだろうか。</p> <p>ところで、鳥取県総務部人権局のいじめ相談のウェブサイトがどこにあるか、URLの中で探しにくいと感じた(<a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/81347.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/81347.htm</a>)。</p> <p>例えば、滋賀県大津市では、LINE 上で、友だち関係やいじめなど、困りごとに関する相談受付を実施している。相談するためには、QRコードなどで「おおつっこ相談LINE」というアカウントを検索して友だちになるのだそうである。</p> <p>LINEに限らず、SNSなど若者と親和性の高い相談方法を用いることは、被害の把握において有用だと思われる。</p> <p>以上述べたように、いじめに限らず、DV・虐待等についても、子どもの命や人権を守るために、相談窓口の存在のさらなる啓発や、利用しやすい体制づくり（例えばLINE相談など相談チャネルの強化・拡充）が必要であると考えられるので、鳥取県議会において、地方自治法第125条の規定により鳥取県当局に求めていただきたい。</p> <p><b>▶陳情事項</b></p> <p>いじめ・DV・虐待等について、子どもの命や人権を守るために、鳥取県として、相談窓口の存在のさらなる啓発や利用しやすい体制づくり（例えばLINE相談など相談チャネルの強化・拡充）を行うこと。</p>	
--	---	--

## 福祉生活病院常任委員会・陳情

**福祉生活病院常任委員会・陳情**

31年－5 (31.2.8)	生活環境	<p><b>消費生活センターにおけるSNS等を活用した相談方法の充実・強化について</b></p> <p><b>▶陳情理由</b></p> <p>昨今、消費者被害が多様化・増加し、インターネット等が関係する消費者被害も多くなっている。</p> <p>LINEなどを用いてamazonギフトやGoogle Playギフトを送らせようとするものなど、その手口も巧妙化している。</p> <p>このように増加する被害に対して、若者などがその被害を抱え込まないようにする必要がある。</p> <p>鳥取県では、メール相談を新設したところである。これは、鳥取県が相談内容を把握することのみに用い、これに対する回答は行わず、来所を求めるのだという。</p> <p>一方、消費者被害の回復について、クーリングオフなど期間制限のあるものもあるし、何より、早くレスポンスしてもらって、「守られている」安心感を相談者に持つてもらうことも必要だと思われる。</p> <p>LINEやTwitterのDM(ダイレクトメッセージ)機能などSNSを活用し、消費者相談へのとっかかりをつくる、若者と親和性のある方法を増やすのが大切で、相談方法の充実を、鳥取県議会において、地方自治法第125条の規定により鳥取県当局に求めていただきたい。</p> <p><b>▶陳情事項</b></p> <p>鳥取県において、消費生活相談についてSNSを活用した相談方法の充実・強化を検討すること。</p>	足羽佑太 (倉吉市)	
-------------------	------	---	---------------	--

## 農林水産商工常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
31年－1 (31.2.8)	農林水産	<p><b>種子法廃止による種子条例の制定について</b></p> <p><b>▶陳情理由</b></p> <p>2018年4月1日に主要農作物種子法、いわゆる種子法（以下「種子法」という。）が廃止された。この種子法とは、主要農作物である米・麦・大豆の種子を安定的にかつ安価で農家に供給するために政府が地方交付税で都道府県に予算をつけ、都道府県の試験場などが多大な手間と時間をかけて種子を守っていた法律である。この種子法がなくなると、政府が都道府県についていた予算がなくなり、都道府県は独自に予算を組んで、種子の保全に努めなければならない。このまま、都道府県が何もせず公的な保護を受けられないまま民間業者が参入してきた場合、種子の価格は上がり、農家の方は、今までのような安価な種子を手に入れることができ難しくなっててしまい、廃業したり、借金を重ねて高価な種子を栽培したりしなければならなくなる。そして、その農作物もとても高価なものになると推測される。</p> <p>価格面だけではない。今、ちまたで言われていることは、多国籍巨大企業の種子はいわゆる遺伝子組み換え種子であり、その安全性に疑問が呈されており、食の安全性を脅かしかねないということである。地域固有の品種も一度失われたら、二度と自分たちの手に取り戻すことは難しいと思われる。どうか、地域の種子を、農家の種子を、私たちの食の安全性を守っていただけないだろうか。</p> <p>地域の種子を守るために、今、各都道府県で条例が制定されている。現在、種子条例を制定している都道府県は、埼玉県、新潟県、兵庫県であり、その他の県でも、条例制定に向けて審議に入っている県がある。今後、財源を</p>	岸田まどか (鳥取市)	

**農林水産商工常任委員会・陳情**

	<p>確保するために、鳥取県でも条例を制定していただけないだろうか。そして、安価で安全な種子を鳥取県でも供給していただけないだろうか。</p> <p><b>▶陳情事項</b></p> <p>安価で安全な種子を鳥取県で安定して供給する財源を確保するために、鳥取県で種子条例を制定すること。</p>	
--	---	--

## 地域振興県土警察常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
31年－2 (31.2.8)	危機管理	<p><b>原子力発電所の再稼働及び新規稼働の際、UPZ範囲内にあるすべての道府県及び市町村の事前了解を要件とするよう強く求める意見書の提出について</b></p> <p><b>▶陳情理由</b></p> <p>2011年の福島第一原子力発電所の事故においては、放射能汚染の範囲が立地自治体にとどまらず、40～50km離れた地域にまで及び、多くの住民が長期にわたり避難しなければならない事態となった。このことから、原子力発電所の稼働については、想定外の過酷事故の可能性を考えなければならなくなり、原子力発電所からおおむね30kmの範囲にある自治体では、避難計画の策定をするよう国から義務付けられた。そのため、鳥取県、米子市、境港市の各自治体では、島根原子力発電所事故に対応した地域防災計画及び広域住民避難計画を作成している。</p> <p>一方、原子力発電所の再稼働及び新規稼働に対する地元同意については、明確な仕組みは存在せず、電力会社と地元自治体に任せられている。この現状に対して、平成27年3月、鳥取県議会では、「UPZ範囲内にある道府県及び市町村の同意を原子力発電所の再稼働及び新規稼働の要件とするよう強く求める意見書」を国に提出しているが、地元同意の法的な根拠は現在も制定されていない。</p> <p>島根原子力発電所の2号機・3号機については、新規制基準の適合性について審査中であり、今年中にも審査結果が出ることも考えられるが、関係首長からの再三の申入れにもかかわらず、周辺自治体の安全協定は、立地自治体と同等のものにはなっていない。</p> <p>住民の生命に直結する問題であることの重要性を考え、貴議会において再度、避難計画を義務付けられたすべての</p>	えねみら・とつとり (エネルギーの未来を考える会) 共同代表 山 中 幸 子	

### 地域振興県土警察常任委員会・陳情

		<p>自治体が、同等の事前了解権を持つ仕組みを国に求める必要があると考える。</p> <p><b>▶陳情事項</b></p> <p>鳥取県議会から国に対して、原子力発電所の再稼働及び新規稼働の際、UPZ範囲内にあるすべての道府県及び市町村の事前了解を要件とするよう強く求める意見書を提出すること。</p>	
31年－3 (31.2.8)	地域振興	<p><b>毎月勤労統計をはじめとした基幹統計の正確性の確保と、雇用保険などの付与漏れについて迅速な追加支給を求める意見書の提出について</b></p> <p><b>▶陳情理由</b></p> <p>(1) 統計の重要性</p> <p>統計は、すべての行政施策の基礎となる、極めて重要なデータである。それが事実と異なっていれば、誤ったデータをもとに行政施策が行われることになるため、その正確性の担保が重要となる。</p> <p>(2) 毎月勤労統計調査不正</p> <p>この度、毎月勤労統計等データの調査不正が発覚した。同調査は、民間や官公営事業所の賃金や労働時間、雇用状況の変動を把握する目的で厚生労働省が行っているものである。</p> <p>業種別の労働者数、現金給与額（基本給、残業代、賞与、通勤手当など）、労働時間数、物価変動の影響を差し引いた実質賃金の変動をみる実質賃金指数などを公表している。</p> <p>常用労働者5人以上の事業所を対象に毎月実施されている「全国調査」や都道府県別「地方調査」のほか、常用労働者1～4人の事業所を対象に年1回実施されている「特別調査」がある。</p> <p>全国調査は、常用労働者を5人以上雇用する事業所の雇</p>	足羽佑太 (倉吉市)

### 地域振興県土警察常任委員会・陳情

## 地域振興県土警察常任委員会・陳情

	<p>用、給与及び労働時間を調査し、調査の翌々月 10 日までに速報版を公表している。また、調査が完結した時に確報版を公表している。調査対象事業所は厚生労働省が抽出し、都道府県への通知により指定している。</p> <p>これらのデータは、政府の「月例経済報告」での景気判断や、地方自治体の政策決定の際の指針となるほか、国民所得や都道府県所得の算定などに使われる。</p> <p>また、雇用保険や労災保険の給付額の決定、公共料金の改定、人事院勧告、民間企業の給与改定などをする際の資料としても活用されている。</p> <p>この度、問題になっているのは、全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っていたことである。すなわち、「500 人以上規模の事業所」については、調査計画及び公表資料で全数調査することとしており、東京都における「500 人以上規模の事業所」の平成 30 年の調査対象として抽出した事業所数は、全数調査であれば 1,464 事業所だったが、実際に平成 30 年 10 月分で行ったのは、おおむね 3 分の 1 の 491 事業所であった。</p> <p>また、「500 人以上規模の事業所」については、他の道府県では全数調査であるが、東京都のみ抽出調査が行われたため、東京都と他の道府県が異なる抽出率となっていた。</p> <p>一方、毎月勤労統計調査の平成 29 年までの集計は、同一産業・同一規模では全国均一の抽出率という前提で行われており、前述の異なる抽出率の復元が東京都の分だけ行われない集計となっていた。</p> <p>さらに、調査対象事業所数が公表資料よりもおおむね 1 割程度少なくなっていた。</p> <p>(3) 勤労統計調査不正の影響</p> <p>上述のように、毎月勤労統計調査において全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っていたことにより、平成 16 年以降の同調査における賃金額が低めに出ていたことから、同調査の平均給与額の変動を基礎としてスラ</p>	
--	---	--

## 地域振興県土警察常任委員会・陳情

**地域振興県土警察常任委員会・陳情**

	<p>イド率等を算定している雇用保険制度等における給付額に影響が生じることとなった。</p> <p>このため、平成16年以降に雇用保険、労災保険、船員保険の給付を受給した方の一部、雇用調整助成金など事業主向け助成金を受けた事業主の一部に対し、追加給付が必要となった。</p> <p>(4) 求められる対応</p> <p>この度起きた事態が、国民、労働者等の統計に対する信頼を損ねるものであることを踏まえ、本件の再発防止が極めて重要である。</p> <p>そのため、第三者委員会を交えた調査がきちんと行われ、再発防止の教訓にすることが必要である。</p> <p>また、雇用保険等の追加給付が必要な方に対しては、遡及して、速やかに追加給付が行われることが必要である。</p> <p>厚生労働省において、関係システムの改修や対象者の正確かつ漏れのない特定、給付額の計算など、二重にミスを起こさないため、正確な支給のための準備を速やかに行うことが必要である。</p> <p>以上のことについて、鳥取県議会として、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出していただきたい。</p> <p><b>▶陳情事項</b></p> <p>毎月勤労統計等の調査方法に不正があったことを踏まえ、鳥取県議会から国に対して、その再発防止と、不正によって雇用保険等について未支給となっている方への迅速な追加支給などを求める意見書を、地方自治法第99条の規定に基づき提出すること。</p>	
--	--	--



